

死亡届を出された方へ

亡くなられた方の住民登録をされている市区町村で、以下の手続きが必要です。
 亡くなられた方が、名古屋市内に住民登録をされている場合は、お住まいだった区の区役所の担当窓口（支所管内にお住まいだった方は支所）へおたずねください（亡くなられた方が、名古屋市以外に住民登録をされている場合については、制度が異なることがあります）。

チェック	対象となる方	担当窓口	手続きなど
<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしている方	市民課 (支所は市民係) 1番	亡くなられた方の印鑑登録は廃止されます。 印鑑登録手帳をお返してください。
<input type="checkbox"/>	・住基カードの交付を受けている方 ・通知カードまたはマイナンバーカードの交付を受けている方		失効されますので廃棄してください *マイナンバーは、相続税の申告、生命保険の請求等に必要な場合があります。
<input type="checkbox"/>	電子証明書の交付を受けている方		自動的に失効されます。
<input type="checkbox"/>	世帯主の方(残った家族が2名以上のとき)		世帯主変更の届が必要です。
<input type="checkbox"/>	特別永住者の方		特別永住者証明書をお返してください。
<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入している方	保険年金課 (支所は保険係) 6、7番	葬祭を行った場合、葬祭費が受給できます。 保険証(世帯主の方が亡くなられたときは世帯全員の保険証)・印鑑(スタンプ印は除く)・葬祭を行った証明となるもの(会葬礼状等)・世帯主または喪主名義の口座の番号のわかるもの(預金通帳等)をお持ちください。
<input type="checkbox"/>	・後期高齢者医療被保険者の方 (「75歳以上の方」と「65歳から74歳で一定の障害がある方」)		保険証等をお返してください。 葬祭を行った場合、葬祭費が受給できます。 保険証・印鑑(スタンプ印は除く)・葬祭を行った証明となるもの(会葬礼状等)・喪主名義の口座の番号のわかるもの(預金通帳等)をお持ちください。
<input type="checkbox"/>	・子ども医療証(子医療証) ・障害者医療証(障医療証) ・ひとり親家庭等医療証(母医療証) ・福祉給付金資格者証(福資格者証)をお持ちの方		医療証等をお返してください。 なお、手続きが必要な場合がありますので、担当窓口へおたずねください。
<input type="checkbox"/>	・国民年金に加入している方 ・ " を受給している方		手続きが必要な場合がありますので、担当窓口へおたずねください。基礎年金番号のわかるもの(年金手帳・年金証書)をお持ちください。
<input type="checkbox"/>	・介護保険証、介護保険負担割合証 ・各種減額認定証等をお持ちの方	福祉課 (支所は保険係) 11、12番	喪失届が必要です。 介護保険証等をお返してください。
<input type="checkbox"/>	・敬老手帳 ・敬老パスをお持ちの方		敬老手帳・敬老パスをお返してください。敬老パスの電子マネーの残額に応じ、別途手続きが必要となる場合があります。また、敬老パス負担金の半額をお返しする場合がありますので、担当窓口へおたずねください。

(裏面もご覧ください)

種別	対象となる方	担当窓口	手続きなど
<input type="checkbox"/>	・身体障害者手帳 ・愛護手帳(療育手帳) をお持ちの方	福祉課 (支所は福祉係) 11番	返還届が必要です。 手帳・印鑑(スタンプ印は除く)をお持ちください。
<input type="checkbox"/>	・福祉特別乗車券 ・重度障害者タクシー利用券 をお持ちの方		福祉特別乗車券・重度障害者タクシー利用券をお返してください。福祉特別乗車券は電子マネーの残額に応じ、別途手続きが必要となる場合があります。
<input type="checkbox"/>	・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療(更生医療)受給者証 ・移動支援・地域活動支援受給者証 ・通所受給者証 をお持ちの方		受給者証をお返してください。
<input type="checkbox"/>	・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・愛知県在宅重度障害者手当 ・外国人障害者給付金 を受けている方		喪失届等が必要です。 印鑑(スタンプ印は除く)をお持ちください。
<input type="checkbox"/>	・児童扶養手当 ・ひとり親家庭手当 ・愛知県遺児手当 ・児童手当 を受けている方	民生子ども課 (支所は保護・子ども係) 2階14番	資格喪失届等が必要です。 印鑑(スタンプ印は除く)をお持ちください。
<input type="checkbox"/>	・精神障害者保健福祉手帳 ・精神障害者福祉特別乗車券 ・重度精神障害者タクシー利用券をお持ちの方	保健予防課 13番 ※瑞穂・中村・港・南・緑区は保健予防課(区役所内窓口) (支所管内は保健センター分室(精神・難病等))	返還届が必要です。 手帳・福祉特別乗車券・重度精神障害者タクシー利用券をお持ちください。福祉特別乗車券は電子マネーの残額に応じ、別途手続きが必要となる場合があります。
<input type="checkbox"/>	・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療(精神通院)受給者証 ・移動支援・地域活動支援受給者証 ・特定医療費受給者証(指定難病) ・通所受給者証 をお持ちの方		返還届が必要です。 受給者証をお持ちください。

*記載の窓口番号は瑞穂区に住所のある方の番号です。

- ◆ ひとり親家庭(母子・父子家庭)になった場合は、児童扶養手当等や医療費の助成を受けられる場合があります(一定の所得制限があります)。くわしくは民生子ども課(支所は保護・子ども係)、保険年金課(支所は保険係)へおたずねください。
- ◆ 亡くなられた方が市営住宅にお住まいの場合は、名古屋市住宅供給公社の方面事務所またはお近くの管理事務所までお届けください。
- ◆ 死亡の事実が戸籍(除籍)に記録されるまでには、数日かかります。戸籍(除籍)全部事項証明書等(戸籍(除籍)謄本)の請求は本籍地の市区町村役場に確認のうえご請求ください。
- ◆ 相続登記の手続きについては、名古屋法務局(052-952-8070)へお問い合わせください。(亡くなられた年内に手続きが完了しない場合は、固定資産の所在する区を担当する市税事務所固定資産税課にご連絡をお願いします。)
- ◆ 亡くなられた方のお住まい(一人暮らしに限る)が空き家となった場合、死亡した年から3年目の年末までに建物を除却等のうえ土地を売却すれば、その譲渡所得から3,000万円までが控除されることがあります。詳しくは市民経済局地域振興課(052-972-3126)へお問い合わせください。(対象となるにはいくつかの条件があります。)

瑞穂区役所 電話(052)841-1521(代表)

このチラシは令和元年8月時点のものです。

区役所・支所以外での主な手続き一覧

対象	主な手続き	お問い合わせ先(瑞穂区の住所の方を対象に記載しています)		
		管轄住所	名称	電話
厚生年金 等	未支給年金の請求 遺族厚生年金の請求	熱田・中川・港	熱田年金事務所	052-671-7263
		瑞穂・南・緑	笠寺年金事務所	052-822-2512
		昭和・天白	昭和年金事務所	052-853-1463
		*各年金事務所において、予約による年金相談を実施しておりますので、まずは窓口にお問い合わせください。		
市税関係	税金に関する手続き	金山市税事務所 電話 052-324-9800		
国税関係	相続手続き 所得税・消費税申告手続き	昭和税務署(管轄:瑞穂区・昭和区・天白区) 電話 052-881-8171		
原動機付自転車 (125cc以下)	廃車・名義変更	金山市税事務所徴収課軽自動車税係 電話 052-324-9803 *名古屋市ナンバーの原付であれば、名古屋市内の最寄りの市税事務所・出張所、区役所・支所の税務窓口で申告書を提出できます。		
普通自動車	税金に関する手続き	名古屋南部県税事務所(管轄:瑞穂区・昭和区・熱田区・南区・緑区・天白区) 電話 052-682-8924		
	廃車・名義変更	愛知運輸支局 電話 050-5540-2046		
3輪・4輪の軽自動車	廃車・名義変更	軽自動車協会コールセンター 電話 050-3816-1770		
125cc超の2輪車	廃車・名義変更	愛知運輸支局 電話 050-5540-2046		
不動産登記	土地・家屋等相続登記	名古屋法務局 熱田出張所(管轄:瑞穂区・熱田区・南区・中川区・港区・緑区) 電話 052-671-5221		
遺言書	検認・開封	名古屋家庭裁判所 電話 052-223-3411		
相続放棄	相続放棄の申述			
飼犬	飼主の変更	新飼主の住所地の保健所(名古屋市は各区保健センター) または市町村役場の窓口(鑑札持参)		
遺品を整理して いらなくなったもの	リユース・リサイクル可能	リサイクルショップや専門店へ売却・引き取り		
	ごみの工場等への自己 搬入(粗大、可燃、不燃)	瑞穂環境事業所(管轄:瑞穂区) 電話 052-882-5300 有料、車での自己搬入 *持ち込み禁止物がありますので、事前に電話でご確認ください。		
	粗大ごみの回収	粗大ごみ受付センター フリーダイヤル 0120-758-530 携帯電話、愛知県外からのお申し込みは、052-950-2581(通話料有料)		
市営住宅	承継・退去等手続き	名古屋市住宅供給公社南部事務所(管轄:瑞穂区・熱田区・港区の一部・南区・緑区・天白区) 電話 052-823-1315		
水道・下水道	停止・名義変更	名古屋市上下水道局 お客さま受付センター 電話 052-884-5959		
八事霊園・愛宕霊園	墓地使用権の承継・返還 納骨時の届出の提出	名古屋市立八事霊園・斎場管理事務所 電話 052-832-1750		
みどりが丘公園墓地		みどりが丘公園墓地 電話 052-876-9877		
運転免許証	返納	警察相談専用電話 052-953-9110		
在留カード	返納	名古屋出入国在留管理局 電話 052-559-2150		
NHK受信料	名義変更・解約	フリーダイヤル 0120-151515 有料ダイヤル 050-3786-5003 (フリーダイヤルがつかない時)		
健康保険の加入者	埋葬料の請求	加入していた健康保険組合(社会保険)もしくは職場		
生命保険	死亡保険金の請求 入院給付金の請求	加入していた生命保険会社又は代理店		
預貯金口座	口座凍結の解除	各金融機関		
株式等	名義変更	証券会社等		
国債	記名変更・償還金受領	各契約会社		
クレジットカード	解約			
固定電話・携帯電話	契約承継・解約			
電気・ガス料金	名義変更・解約			
ケーブルテレビ	名義変更・解約			

* お問い合わせ先は瑞穂区の住所の方を対象に連絡先を掲載してあります。